

岐阜県最低賃金が改定

必ずチェック最低賃金

令和3年10月1日から**28円UP**
時間額880円

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

■ 岐阜労働局賃金室

☎ 058-245-8104

又は、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

「全国一斉子どものための の養育費相談会」開催

岐阜青年司法書士会は全国青年司法書士協議会と共催で、養育費に関する電話相談会を開催します。養育費でお悩みの方、ぜひご相談ください。

日 時

9月25日(土) 10:00~16:00

*相談無料・秘密厳守・予約不要

☎ 0120-567-301

(フリーダイヤル・当日のみ)

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用

参加費：10万円

申込

岐阜県遺族会へご連絡ください。

*令和2年度の参加者以外は複数回の応募ができます。

*付添希望者は要相談。参加者の高齢化を考慮して、看護師が同行します。

■ 日本遺族会事務局

☎ 03-3261-5521

社会生活基本調査

総務省統計局(岐阜県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

今回の調査では、多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められている一方で、情報通信機器の急速な普及や新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式も変化している中で、よりの確に国民の社会生活の実態を捉えることをねらいとしています。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。



■ 岐阜県環境生活部統計課

☎ 058-272-1111